令和8年度 保育園の入所申込について (年度途中入所用)

■受付期間 … 入所希望月の前々月 | 日から前月 | 0日まで【厳守】

8時30分~ | 7時 | 5分(土・日曜日、祝日を除く)

- ※先着順ではありません。

※下松市外の園に申込希望の方は、期限が異なります。 必ず事前に下松市こども未来課へご確認ください。



希望する保育園の事前見学を おすすめしています。

■提 出 先 … 下松市こども未来課

■申込書類

以下の(I)~(4)の書類をすべて揃えてご提出ください。なお、書類に不足がある場合や、内 容に不備がある場合は、受付ができませんのでご注意ください。

(1)保育所等入所申込書兼支給認定申請書

- 【注Ⅰ】「児童の年齢」欄は、令和8年4月Ⅰ日時点の年齢をご記入ください。
- 【注2】申込者数が定員を超える場合は、選考を行い、入所調整をします。その際、申込書の「入 所希望施設」欄を参考に調整しますので、記入忘れなどがないようご確認ください。な お、記入がない施設への入所調整は行いませんのでご注意ください。

(選考は、入所希望施設ごとに行うのではなく、申込者全体の優先順位の高い方から希望 の施設へご案内をします。そのため、第1希望の施設のみ記入されているからといって、 優先度が高くなるわけではありませんのでご注意ください。)

- 【注3】「入所児童の世帯員」は、入所児童以外の同居者全員(別世帯でも同地番に住む者を含み、 単身赴任の保護者を含む。)をご記入ください。
- 【注4】勤務先名・学校名などについては、入所希望月時点の状況をご記入ください。また、学校名 などについては、「○○小学校 ○年」「△△保育園 年長」とご記入ください。

(2) 各種証明書

下表のうち、該当する証明書を添付してください。

なお、どの理由においても、 | か月に | 5日以上、かつ、7:30から | 8:30までの間で | 日 に 4 時間以上保育できない状態にあることが入所の最低要件です。

※きょうだいで申し込む場合は、コピーをする等により人数分添付してください。

※保護者それぞれの証明書が必要となります。

保育の実施が	必 要 な 証 明 書		
必要な理由	必要な証明書		
家庭内外で仕事	「就労証明書」 ※雇用勤務の方は、勤務先の証明が必要。 ※自営業の方は、直近の確定申告書(第 表・第 2 表)の写しも必要。		
妊娠・出産	「申立書」と「母子手帳出産予定日記載ページの写し または 出産予定証明書」		
疾病・障害	「申立書」と「診断書または障害者手帳等の写し」		
看護・介護	「申立書」と「看護等を受ける方の、診断書または障害者手帳等の写し」		
その他	就学の場合…「在学証明書」と「時間割表(カリキュラム)」 求職の場合…「求職活動中の入所申立書」		

(3) 児童手当に係る保育料等の徴収等に関する申出書 【※任意提出】

保育料の支払に未納が生じた場合に、児童手当から充てることを申し出ていただく書類です。

※虚偽の申告があった場合は、入所取消しや退所の処分を行う場合があります。

■保育時間について

保護者の就労時間などで、施設を利用できる時間が決まります。

なお、保育利用可能時間を越えて利用する場合は、延長保育料が発生します。延長保育料は、利用 する施設により料金が異なりますので各施設にご確認ください。

保育の必要量	保育利用可能時間	就労形態
保育標準時間	7時30分~ 8時30分(最長 時間)	主にフルタイム
保育短時間	8時00分~16時00分(最長 8時間)	主にパートタイム

■受付から入所決定までのスケジュール (予定)

【例. 7月に入所希望の場合】

【申込期間】5月1日~6月10日



【選 考】6月11日以降

入所希望があった施設と入所調整を行い、受入れの可否を決定します。



【入所案内】選考後、順次(※目安として、申込締切日から10日前後)

選考の結果、入所案内が可能となった方に電話連絡をします。

※入所案内が不可となった方には、電話連絡はありません。文書により、その旨を通知します。 また、翌月以降、入所案内が可能となった場合は、市から随時ご連絡します。



【決定通知】6月下旬

文書により、入所調整結果や保育料の金額をお知らせします。

※上記スケジュールは、入所調整などの状況によって前後する場合がありますのでご了承ください。



下松市ホームページ 『保育所』